

.....

資 料

.....

「日野人げんき！」プラン 庁内評価委員名簿

		氏 名
1	男女平等課長	青木 真一郎
2	保険年金課長	青木 奈保子
3	緑と清流課長	原 正明
4	都市計画課長	岡田 正和
5	生活福祉課長	筒井 智子
6	保育課長	高橋 真二
7	中央公民館長	阿井 康之
8	健康福祉部長	田倉 芳夫

「日野人げんき！」プラン 評価推進委員会委員名簿

		氏 名 (敬称略)
1	市民委員	小林 敏孝
2		宗 昌枝
3		北澤 孝子
4	医師会代表	塩谷 武洋
5	歯科医会代表	高品 和哉
6	薬剤師会代表	栗太 隆
7	子ども部長	大島 康二
8	健康福祉部長	田倉 芳夫

「日野人げんき！」プラン評価実施要綱

平成 24 年 10 月 25 日
制定

「日野人げんき！」プラン評価推進委員会設置要綱（平成 18 年 1 月 10 日制定）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、「日野人げんき！」プラン（以下「プラン」という。）に掲げられている施策を確実に推進し、その実効性を確保するため、プランの進捗状況を評価、検証するための体制を整備することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 プランに掲げられている重点施策（以下「重点施策」という。）及びその他の施策（以下「一般施策」という。）の進捗状況を点検し、評価等するため、次に掲げる会議を設置する。

- (1) 「日野人げんき！」プラン評価推進委員会（以下「委員会」という。）
- (2) 「日野人げんき！」プラン庁内評価会議（以下「評価会議」という。）

（構成）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員（以下「委員」という。）8 人以内をもって構成する。

- (1) 公募による市民の代表 3 人以内
- (2) 医師会、歯科医会及び薬剤師会が推薦する者 3 人以内
- (3) 日野市職員 2 人以内

2 評価会議は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 男女平等課長
- (3) 保険年金課長
- (4) 緑と清流課長
- (5) 都市計画課長
- (6) 生活福祉課長
- (7) 保育課長
- (8) 中央公民館長

（公募による市民の代表等の任期）

第 4 条 第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に変更があった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 評価会議に会長、副会長を置き、会長は健康福祉部長、副会長は生活福祉課長をもって充てる。

3 会長は、委員会又は評価会議を代表し会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会又は評価会議は、それぞれの会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会又は評価会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(評価の実施)

第7条 評価会議は、重点施策又は一般施策の担当部署に対し、進捗状況の報告を求めるものとする。

2 評価会議は、前項の規定により報告された進捗状況について評価を行い、その結果を重点施策については委員会に、一般施策については日野市長（以下「市長」という。）にそれぞれ報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定により評価会議から報告された重点施策の進捗状況について評価を行い、その結果を評価会議による評価と合わせて市長に対して報告するものとする。

(必要事項の検討)

第8条 委員会及び評価会議は、プランの進捗状況を評価するために必要な事項を検討することができる。

(評価結果の公表)

第9条 市長は、前条により報告を受けた重点施策及び一般施策の進捗状況の評価結果を市民に公表しなければならない。

(評価結果の活用)

第10条 施策の担当部署は、委員会又は評価会議による進捗状況の評価結果に基づき、重点施策及び一般施策の実施方法の改善に努めるものとする。

(謝礼)

第11条 委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。ただし、日野市の職員には支給しない。

(事務局)

第12条 委員会及び評価会議の事務局は、健康福祉部健康課に置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、評価に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年1月25日から施行し、改正後の「日野人げんき！」プラン評価実施要綱は、平成24年7月1日から適用する。